

## アーク・エンジェルズの進出反対期成同盟規約

(名称)

第1条 この活動組織は、アーク・エンジェルズの進出反対期成同盟（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の生活環境と里山の自然環境を守り、美しく住みよい地域をつくるために、自称動物愛護団体アーク・エンジェルズ（以下「AAs」という。）の高島市進出に断固反対し、しいては、人と自然と動物が共生する社会の構築を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 進出反対運動
- (2) 施設の監視と情報収集
- (3) 関係機関への要望活動と連絡調整
- (4) AAsとの交渉
- (5) 地元および支援者、賛同者との連絡調整
- (6) 広報紙の発行とホームページの開設
- (7) その他必要な事項

(組織)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 地元住民
- (2) 第2条に賛同する者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |     |      |
|-----|------|
| 会長  | 1名   |
| 副会長 | 2名以内 |
| 理事  | 若干名  |
| 監事  | 2名   |

- 2 会長および副会長は、総会において選任する。
- 3 理事および監事は総会に諮り会長が委嘱する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長を代行する。

- 3 理事は、本会の運営にあたる。
- 4 会長は理事の中から、会務を司るための執行委員を指名することができる。執行委員は、執行委員会を構成し、本会の事業計画（案）を検討するとともに承認された事業を遂行する。また、本会の事務局を担当する。
- 5 監事は、事業および会計を監査する。

（顧問および参与）

第7条 本会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、総会に諮り、会長が委嘱する。

（会議）

第8条 本会の会議は総会および役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

（1）規約の改正

（2）事業計画、予算、決算の承認

（3）その他会長が必要とする事項

3 役員会は、次の事項を審議する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）事業計画（案）の策定

（3）総会において議決を委任されたもの

（4）総会の議決を要する事項で、総会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認める事項

（5）その他必要な事項

3 前項3号および4号によって処置した事項は、次の総会または広報紙において報告しなければならない。

（会計）

第9条 本会の経費は、負担金および寄付金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第10条 事務局を高島市今津町日置前1427番地1の伊井集会所内に置く。

（その他）

第11条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この規約は平成19年4月20日から施行する。

この規約は平成20年2月10日から一部を改正する。